



山形県公報

平成23年5月27日(金)

号 外(22)

目 次

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財 政 課)... 2
 山形県県税条例の一部を改正する条例.....(税 政 課)... 同

この号で公布された条例のあらまし

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第32号) (財政課)

- 1 平成24年3月31日までの間、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る手数料を減免することができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県手数料条例の規定は、平成23年3月11日以後に納付する手数料について適用することとした。

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第33号) (税政課)

- 1 県民税
 - (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人の県民税の雑損控除額の控除の特例を適用することができることとした。(附則第21条関係)
 - (2) 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとした。(附則第22条関係)
- 2 事業税

事業を行う個人で棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失を有する者の当該損失による損失金額及び平成23年において生じた損失金額のうち一定の損失金額に係る繰越期間を3年から5年に延長することとした。(附則第23条関係)
- 3 軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止することとした。(附則第24条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正は、平成24年1月1日から施行することとした。

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年 3月県条例第 8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1項を加える。

(東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る手数料の特例)

- 6 平成24年 3月31日までの間、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る手数料に関する第 4条の規定の適用については、同条中「第 2条第 1項各号」とあるのは「第 2条第 2項各号」と、「及び」とあるのは「を除く。)及び」と、「ものを除く。)」とあるのは「手数料」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 6項の規定は、平成23年 3月11日以後に納付する手数料について適用する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 5月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例(昭和29年 5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 4条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例)

- 第21条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第 1項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成22年において生じた法第34条第 1項第 1号に規定する損失の金額として、第33条の規定を適用することができる。この場合において、同条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の個人の県民税に関する規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第33条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

- 3 第 1項の規定は、法附則第42条第 2項に定める場合に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

- 第22条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第 1項の規定の適用を受けた場合における附則第 5条の 4及び附則第 5条の 4の 2の規定の適用については、附則第 5条の 4第 1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第 1項の規定により読み替えて

適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第3号中「租税特別措置法第41条、第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法」と、附則第5条の4の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同項第1号中「租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同項第2号中「租税特別措置法第41条、第41条の2の2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法」と、同条第2項中「法附則第5条の4の2第2項」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第2項」とする。

（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

第23条 法附則第50条第1項から第3項までに規定する場合における第62条の2の規定の適用については、同条第3項中「法第72条の49の8から第72条の49の10まで」とあるのは、「法附則第50条の規定により読み替えられた法第72条の49の8並びに法第72条の49の9、第72条の49の10」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第64条の規定の適用については、同条第2項中「法第72条の49の8第6項、第7項又は第10項」とあるのは、「法附則第50条の規定により読み替えられた法第72条の49の8第6項若しくは第7項又は法第72条の49の8第10項」とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第24条 附則第15条の2の5の規定は、法附則第53条に規定する日までの間、その適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に4条を加える改正規定中附則第22条に係る部分は、平成24年1月1日から施行する。

平成23年 5 月27日印刷
平成23年 5 月27日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056